

令和8年度 奈良市会計年度任用職員 教育支援課
(校内サポートルーム支援員)

応募締切:令和8年4月5日(日)

1. 募集内容等

採用予定人数	6名程度
職務内容	「校内サポートルーム事業」は、不登校やその傾向にある児童生徒に対し、学校内において安心できる居場所確保し、学級復帰や社会的自立を支援するものです。校内サポートルーム支援員はサポートルームにおいて学校生活に係る支援を行います。生徒とコミュニケーションを取り関係性を築きながら、学級復帰や社会的な自立を促し、生徒一人ひとりの成長をサポートします。 ○具体的な業務内容 校内サポートルームの運営等に関すること ・不登校傾向にある児童生徒への学校生活等に関する支援業務 ・校内サポートルームにおける児童生徒への支援 ・不登校支援において必要な情報共有と記録 ・その他、校長が必要と認める校内サポートルーム運営に係る対応
募集要件	○不登校生徒への支援に理解があり、校内組織の一員として教員と協働しながら業務にあたる者 ○不登校の児童生徒の学習及び活動サポートができること ○パソコン(Word、Excel、Google Chrome 等)の基本的な操作が可能であること
受験資格	○教員免許不要 ○年齢不問
※地方公務員法第16条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	

2. 勤務条件等

任用期間	令和8年5月中~令和9年3月31日(予定)
勤務地	奈良市立中学校(東部地区の中学校含む)※勤務校応相談
給与	時間額 1,341円 ※片道2km以上の場合、通勤手当相当分の支給対象。ただし、上限・要件あり。 ※条例改正により、上記の給料単価に改正が生じる場合があります。

	※年度途中の条例改正等により、任用開始日に遡及して給与に増減が生じる場合があります。
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・週12時間以内 ・原則として月曜日から金曜日の午前9時～午後5時までの間で、1日あたり3時間～4時間程度の勤務 ・勤務時間は、勤務校と調整して設定することになります。 ・学校長期休業中は会議等以外の出勤はありません。
休日	土曜日、日曜日及び月曜日から金曜日のうち所属長が指定する日並びに祝日及び年末年始
休暇	特別休暇他
職務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
社会保険	適用なし
災害補償	公務上の災害又は勤務による災害についての補償制度があります。
その他	受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 <p>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。</p>

3. 申込み方法等

試験の方法	(1) 書類選考 提出書類 奈良市会計年度任用職員応募申込書兼履歴書(エントリーフォーム入力) (2) 面接試験
面接日時	随時
申込方法	以下のWeb申込フォームから必要事項を入力の上、お申し込みください。 (Web申込フォーム) https://logoform.jp/form/p6et/1446387

	
採用予定日	令和8年5月中

問合せ・申込先 <住 所>〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 奈良市教育センター <担 当 課>教育支援課 <電話番号>0742-36-0401 <受付時間>土日及び祝日を除く 午前9時～午後5時

※ 申込書類は受付後返却しません。

※ 申込書に記載された個人情報、登録、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の目的には使用しません。

※ 任用となった場合、申込書に添付いただいた顔写真データを職員録(人材管理システム)に登録し、庁内で共有いたします(人材管理システムとは、奈良市役所内部の職員管理を担うシステムであり、原則、市民等外部に公開されるものではありません)。

※ 給与については、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の改正により、改定する可能性があります。

※ 今後の予算に係る議決状況により、当該募集が取り消されることや任用されないことがあります。

【別紙】(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの